

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

| | | |
|----|--|--|
| 告示 | ○公金の収納の事務を委託した件 ○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 ○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 ○地籍調査の成果について認証した件 ○道路の区域を決定する件 ○電線共同溝を整備すべき道路として指定した件 | 四七 四七 四七 四七 四六 四六 |
| 公告 | ○平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を実施する件 ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 ○福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を行う件 ○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 ○飼料の試験の結果の概要を公表する件 福島県警察本部 ○一般競争入札を行う件 | 四三 四三 四三 四三 四三 四三 四三 |

告 示

福島県告示第四百三十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県庁舎外来駐車場使用料の収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

アマノマネジメントサービス株式会社

神奈川県横浜市港北区菊名七丁目三番二十二号

三 収納の事務を委託する期間
平成二十一年七月一日から平成二十六年六月三十日まで

(施設管理課)

福島県告示第四百三十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十一年七月三日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

蓬萊ショッピングセンター 福島県福島市蓬萊町二丁目十九番一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 別紙変更した事項(一)のとおり

(変更後) 別紙変更した事項(一)のとおり

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 別紙変更した事項(二)のとおり

(変更後) 別紙変更した事項(二)のとおり

三 変更した年月日

平成二十一年四月二十九日

四 届出年月日

平成二十一年六月二十五日

五 届出をした者

株式会社いちい

株式会社蓬萊ショッピングセンター

株式会社ダイユーエイト

株式会社ダイユーエイト

(「別紙」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年七月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン郡山堤下 福島県郡山市堤下町一番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年七月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドールガーデン船引 福島県田村市船引町字川代七十八番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称
会津若松市
- 二 成果の名称
会津若松市神指町の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十一年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 (メートル) |
|-----------------|--|-----------------|-------------|
| 県道会津若松熱塩温泉自転車道線 | 喜多方市慶徳町新宮字桜本一八番二地先から 同 市豊川町米室字押切南二丁目八〇番地先まで | 三・〇〇 二二・〇 | 三、四六一・七 |

(道路計画課)

福島県告示第四百三十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路及びその区間を次のとおり指定した。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 路線名 | 区 間 |
|----------|---|
| 一般国道一一四号 | 双葉郡浪江町大字権現堂字新町五〇番地先から同郡同町大字権現堂字町場五四番二地先までの上り線 双葉郡浪江町大字権現堂字新町四八番一地先から同郡同町大字権現堂字町場一一番一地先までの下り線 |

(道路計画課)

公 告

公告第三百七十四号

平成二十一年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験を実施する職種
船舶（機関）、電気に関する技術職
- 二 試験期日
平成二十一年八月二十日（木）
- 三 受験申込受付期間
平成二十一年七月七日（火）から同年八月七日（金）まで（土曜日、日曜日及び同

年七月二十日(月)を除きます。)

- 四 受付窓口及び問い合わせ先
 - 1 船舶(機関)
 - 福島県農林水産部農林水産総室農林総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二二一七四五一)
 - 2 電気に関する技術職
 - 福島県土木部土木総室土木総務課(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二二一七四五一)

(人事課)

公告第三百七十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
 - 平成二十一年六月二十三日
- 二 名称
 - 特定非営利活動法人会津阿賀川流域ネットワーク
- 三 代表者の氏名
 - 高橋 利雄
- 四 主たる事務所の所在地
 - 福島県会津若松市西年貢一丁目七番四十五号
- 五 定款に記載された目的
 - この法人は、会津の振興には健全な阿賀川流域の発展が不可欠であるという認識にたち、これを構成する流域の歴史・風土・自然・生活・文化等とおして、地球環境の根幹とも言える水環境を担う「川」を理解し、「川に学ぶ」という理念のもと、流域の豊かな自然と清らかな水に恵まれ、優れた自然環境を健全な状態で次世代に継承して行く活動をはじめ、会津地域の活性化を図るため、阿賀川流域すべての地域活動を結集して、普遍化に向けて産学官民の連携のもと様々な分野を越えた交流活動の支援を行うとともに、これら活動を円滑に推進するために必要な調査・研究や普及啓蒙を図り、もって良好で健全な会津地域の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百七十六号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三の規定により、平成二十一年度後期福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 講習の種類、日時及び場所

| 講習種別 | 日 | 時 | 場所 |
|---|----------------|--------------------|-------|
| 給油取扱所関係 | 平成二十一年九月十六日(水) | 午前九時から正午まで | 白河市 |
| | 同 | 年九月二十九日(火) | 会津若松市 |
| | 同 | 午前九時から正午まで | 福島市 |
| | 同 | 年十月二日(金) | 福島市 |
| | 同 | 午前九時から正午まで | いわき市 |
| | 同 | 年十月十六日(金) | いわき市 |
| | 同 | 午前九時から正午まで | 郡山市 |
| | 同 | 年十月二十八日(水) | 郡山市 |
| | 同 | 午前九時から正午まで | いわき市 |
| | 同 | 年十月十五日(木) | いわき市 |
| 石油コンビナート等災害防止法の特定事業所の危険物施設関係(給油取扱所を除く。) | 同 | 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 白河市 |
| | 同 | 年九月十六日(水) | 白河市 |
| | 同 | 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 会津若松市 |
| | 同 | 年九月二十九日(火) | 会津若松市 |
| | 同 | 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 福島市 |
| | 同 | 年十月二日(金) | 福島市 |
| | 同 | 午後一時三十分から午後四時三十分まで | いわき市 |
| | 同 | 年十月十六日(金) | いわき市 |
| | 同 | 午後一時三十分から午後四時三十分まで | 郡山市 |
| | 同 | 年十月二十八日(水) | 郡山市 |

(講習会場は、受講票に記載して通知する。)

二 講習科目

- 1 危険物関係法令に関する事項
 - (一) 主として過去三年間における危険物関係法令の改正事項
 - (二) 危険物規制の要点
- 2 危険物の火災予防に関する事項
 - (一) 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

- (二) 危険物施設において主として貯蔵し、又は取扱う危険物の性状等
- (三) 危険物施設における安全管理に関する知識

三 受講対象

甲種、乙種又は丙種のいずれかの危険物取扱者免状の交付を受けている者で、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているもの

四 受講手続

- 1 受講申請書
 - (一) 所定の受講申請書用紙を使用すること。
 - (二) 受講申請書用紙は、社団法人福島県危険物安全協会連合会、福島県生活環境部県民安全総室消防保安課、福島県地方振興局及び各消防本部(署)で配付する。
- 2 提出先

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町五番二十一号 福島県消防会館二階 社団法人福島県危険物安全協会連合会
- 3 受付期間

| 講習の場所 | 受 付 期 間 |
|-------|----------------------------|
| 白河市 | 平成二十一年八月十七日(月)から同月二十八日(金) |
| 会津若松市 | 同 年八月二十四日(月)から同年九月四日(金)まで |
| 福島市 | 同 年八月三十一日(月)から同年九月十一日(金)まで |
| いわき市 | 同 年九月七日(月)から同月十八日(金)まで |
| 郡山市 | 同 年九月七日(月)から同月十八日(金)まで |

五 受講手数料

(郵送による場合は、受付期間内の消印があるものは有効とする。)
 四千七百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受講申請書にはって納めること(消印はしないこと)。

六 その他

- 1 遅刻、中途退場等で所定の講習を受講しない者には、講習修了の証明をしない。
- 2 納付された受講手数料は、返還しない。
- 3 受講申請書の請求を郵便によってする場合、郵送料相当額の切手をはったうえで先明記の返信用封筒(角形二号)を同封の上、社団法人福島県危険物安全協会連合会に対して行うこと。

(消防保安課)

公告第三百七十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年七月三日

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 | サービスの主たる対象者 |
|-----------------------|-----------------|---------------|-------------------|------------|---------|-------------|
| ふれあ いづす マイル 指定居宅支援事業所 | 会津若松市 東千石三〇四一五〇 | 特定非営利活動法人 動利活 | 福島県会津若松市東千石三〇四一五〇 | 平成二十一年七月一日 | 行動援護 | 特定なし |

福島県知事 佐藤 雄平

(障がい福祉課)

公告第三百七十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十一年四月から同年六月までの間に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年七月三日

福島県知事 佐藤 雄平

1 栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の名称及び所在地 | 収去場所(収去年月) | 飼料の名称(飼料の種類) | 製造年月 | 試験結果の概要(%) | | | | | | 備考(他の検査) |
|----------------------------------|---|--------------|---------|------------|-----|-----|------|-------|------|----------|
| | | | | 粗たん白質 | 粗脂肪 | 粗繊維 | 粗灰 | カルシウム | リン | |
| 宮城県石巻市三河町4番地 北日本くみあい飼料株式会社 社石巻工場 | 郡山市道場43番地 北日本くみあい飼料株式会社 社県中継基地(平成21年4月) | くみあい配合飼料(飼料) | 平成21年4月 | 13.8 | 3.0 | 5.8 | 4.9 | 0.17 | 0.52 | — |
| 本宮市仁井田 | 本宮市仁井田 | 相馬デラックス | 平成17.0 | 4.7 | 6.0 | 4.8 | 0.40 | 0.62 | — | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------|---------|------|-----|------|------|------|------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 字一里壇17番地 福島県酪農業協同組合酪農総合センター (平成21年5月) | 字一里壇17番地 福島県酪農業協同組合酪農総合センター (平成21年5月) | (乳牛用混合飼料) | 21年5月 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 郡山市富久山町久保田字下河原101番地 三和油脂株式会社郡山工場 (平成21年6月) | 郡山市富久山町久保田字下河原101番地 三和油脂株式会社郡山工場 (平成21年6月) | 脱脂糠(米ぬか油かす) | 平成21年5月 | 17.5 | 1.2 | 10.7 | 12.2 | 0.06 | 2.85 | — | — | | | | | | | | | |
| 郡山市日和田町道場2番地1号 阿部製粉株式会社 | 郡山市日和田町道場2番地1号 阿部製粉株式会社(平成21年6月) | 特選ふすま(ふすま) | 平成21年6月 | 16.6 | 4.0 | 9.4 | 4.9 | 0.08 | 1.07 | — | — | | | | | | | | | |

注 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。

2 安全性に関する検査

| | | | | | | | | |
|--|---|--------------------------|---------|---------|---|----|--|----|
| 製造事業場等の名称及び所在地 | 収去場所(収去年月) | 飼料の名称(飼料の種類) | 製造年月 | 試験結果の概要 | | | | 備考 |
| 宮城県石巻市三河町4番地 北日本くみあい飼料株式会社 杜石巻工場 | 郡山市道場413番地 北日本くみあい飼料株式会社 杜中継基地(平成21年4月) | くみあい配合飼料会津和牛(肉用牛肥育用配合飼料) | 平成21年4月 | カドミウム | 鉛 | 水銀 | | |

| | | | | | | | | |
|---|---|------------------|---------|-------|---|----|--|--|
| 本宮市仁井田字一里壇17番地 福島県酪農業協同組合酪農総合センター (平成21年5月) | 本宮市仁井田字一里壇17番地 福島県酪農業協同組合酪農総合センター (平成21年5月) | 相馬デラックス(乳牛用混合飼料) | 平成21年5月 | カドミウム | 鉛 | 水銀 | | |
| 郡山市富久山町久保田字下河原101番地 三和油脂株式会社郡山工場 (平成21年6月) | 郡山市富久山町久保田字下河原101番地 三和油脂株式会社郡山工場 (平成21年6月) | 脱脂糠(米ぬか油かす) | 平成21年5月 | カドミウム | 鉛 | 水銀 | | |
| 郡山市日和田町道場2番地1号 阿部製粉株式会社 | 郡山市日和田町道場2番地1号 阿部製粉株式会社(平成21年6月) | 特選ふすま(ふすま) | 平成21年6月 | カドミウム | 鉛 | 水銀 | | |

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄にはその内容を示す。

(継続検査センター)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第37号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける免許・端末機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成21年7月3日

福島県警察本部長 久保潤二

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入物品の名称及び数量 免許端末機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成22年1月1日から平成26年12月31日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
 - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年8月3日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年7月9日（木）午前11時 福島県警察本部入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年8月19日（水）午後1時30分 (2)に掲げる場所に同じ。
 - (4) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成21年8月18日（火）午後5時までに必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Driver's license data processing system 1set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30pm, 19 August 2009
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00pm, 18 August 2009
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsunacho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)